

## 揭示文書一覧(市長分)

令和7年10月1日

種別	番号	題名	主管課
告示	492	市道路線の区域決定及び供用開始について	道路総務課
告示	493	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書(謄本)の公示送達について	国民健康保険課
公告	541	令和7年度姫路市デジタル人材育成研修実施業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	デジタル戦略室
公告	542	制限付一般競争入札(事前審査型)に係る日程等の共通事項について	契約課
公告	543	制限付一般競争入札(事後審査型)に係る日程等の共通事項について	契約課
公告	544	制限付一般競争入札(事後審査型)に係る日程等の共通事項について	契約課
公告	545	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	546	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	547	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	548	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	549	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	550	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	551	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	552	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	553	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	554	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	555	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	556	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	557	制限付一般競争入札(事前審査型)について	契約課
公告	558	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	559	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	560	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	561	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	562	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	563	制限付一般競争入札(事後審査型)について	契約課
公告	564	姫路市英賀保駅周辺土地区画整理組合の事業計画変更(第8回)の縦覧について	区画整理課
公告	565	姫路市営住宅の入居者募集について	住宅課
公告	566	公売の中止について	納税課
公告	567	事業計画のある道路指定について	建築指導課
公告	568	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

揭示文書一覧(市長分)

令和7年10月1日

種別	番号	題名	主管課
公告	569	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

**【 閲覧用 】**  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 492号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、下記市道路線の区域を決定し、告示の日からその供用を開始する。

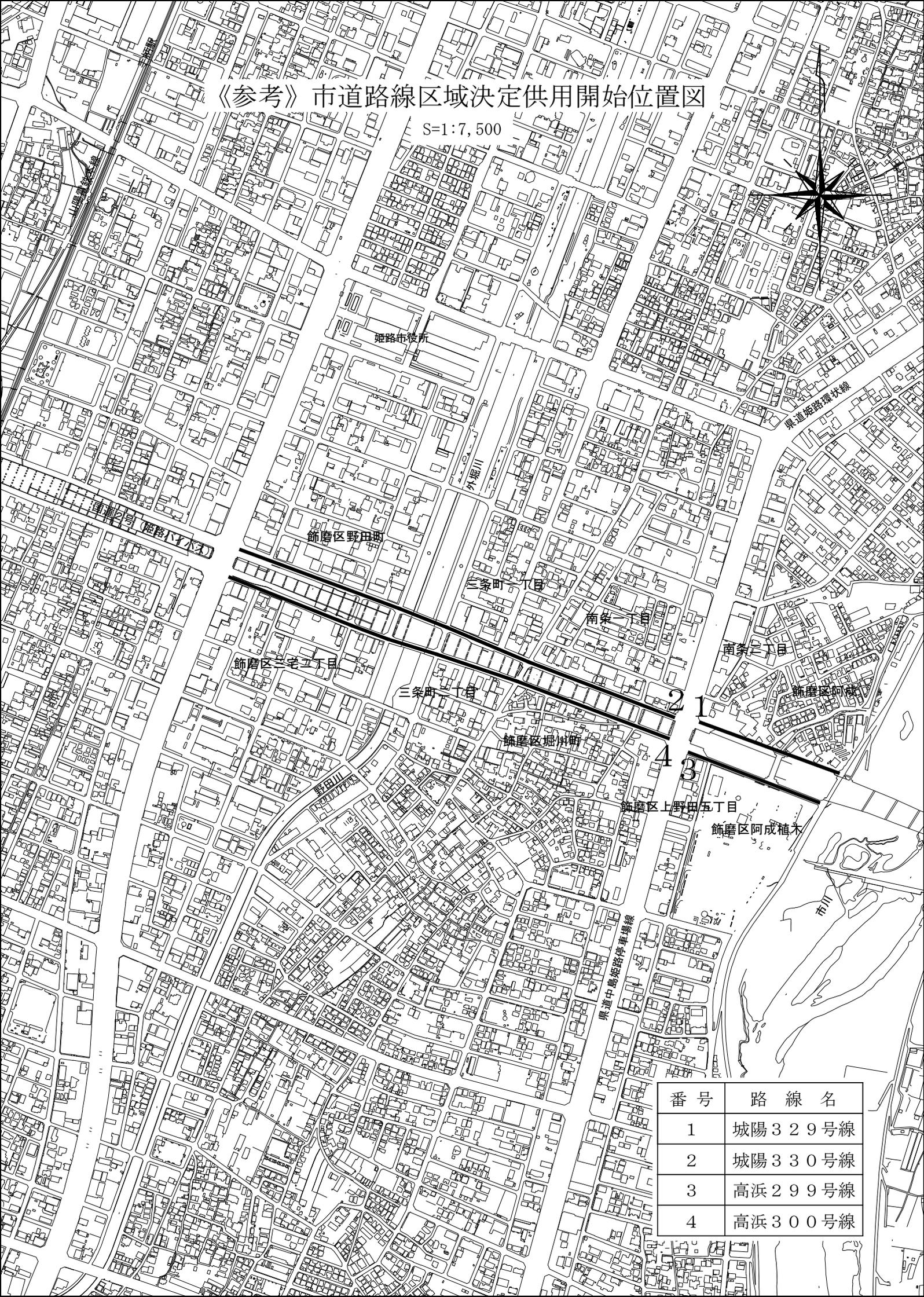
なお、その関係図面は、姫路市建設局道路管理部道路総務課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	区 間	幅員 m	延長 m
城陽 329号線	姫路市南条二丁目5番地先から同市飾磨区阿成33番2地先まで	3.46 ～ 12.83	257.00
城陽 330号線	姫路市南条一丁目1番地先から同市飾磨区野田町134番地先まで	11.03 ～ 15.27	799.00
高浜 299号線	姫路市飾磨区上野田五丁目201番地先から同市飾磨区阿成植木1133番地先まで	8.24 ～ 8.50	240.00
高浜 300号線	姫路市南条三丁目1番地先から同市飾磨区三宅二丁目23番1地先まで	8.22 ～ 18.34	802.00

# 《参考》市道路線区域決定供用開始位置図

S=1:7,500



番号	路線名
1	城陽329号線
2	城陽330号線
3	高浜299号線
4	高浜300号線

姫路市役所

飾磨区野田町

飾磨区三宅五丁目

三条町一丁目

飾磨区堀川町

飾磨区上野田五丁目

飾磨区阿成植木

県道姫路環状線

県道中島姫路停車場線

市川

姫路市告示第 493号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市立町40番地

三木 康弘

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市公告第 541号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和7年度姫路市デジタル人材育成研修実施業務委託に係る公募型  
プロポーザルの実施について

標題の件について、下記のとおり公告する。

## 記

### 1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和7年度姫路市デジタル人材育成研修実施業務委託

(2) 業務の概要

本市における庁内デジタル人材育成の方策の一環として、全庁的な変革マインドの醸成及びデジタルリテラシーの底上げを図るための職員研修を企画し、実施するもの。

(3) 履行場所

姫路市役所

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1,500,000円

### 2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、令和7年度姫路市デジタル人材育成研修実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき実施する。

募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031817.html>)

(2) 担当部署

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2388

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事前審査型）に係る日程等の共通事項について

令和7年10月1日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。

個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名	御蔭一本木遺跡発掘調査工事		
申込書等配布及び入札参加申込期間	令和7年（2025年）	10月 1日	午前9時30分から
	令和7年（2025年）	10月 8日	午後4時まで
事前審査用提出書類提出期間	令和7年（2025年） 10月 1日から 令和7年（2025年） 10月 8日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで		
確認 通知 書	送付予定日	令和7年（2025年） 10月 9日	
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和7年（2025年）	10月14日 正午まで
契約条項を示す期間	令和7年（2025年）	10月 1日から	
	令和7年（2025年）	10月28日まで	
設計 図 書	閲覧期間	令和7年（2025年）	10月 1日から
		令和7年（2025年）	10月28日まで
函 書	質問受付期限	令和7年（2025年）	10月14日 午後4時まで
	質問回答開始	令和7年（2025年）	10月17日
入札書提出期間	令和7年（2025年）	10月29日	午後1時から
	令和7年（2025年）	10月30日	午後4時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日	令和7年（2025年）	10月31日	
開札予定場所	姫路市財政局財務部契約課		
落札審査書類提出期限	令和7年（2025年）	11月 6日	正午まで
非落札に対する理由請求期限	令和7年（2025年）	11月11日	
契約予定日	令和7年（2025年）	11月14日	
その他	令和7年姫路市公告第101号「制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第103号「制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり		

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について

令和7年10月1日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。

個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

## 記

案件名	阿保地区阿保川2号築造外工事<合併入札>		
	船津仁色線道路新設（その4）工事		
	大津66号線道路改良工事		
	系引51号線道路補修工事		
	外堀川改修工事		
	姫路市立南大津小学校校舎外壁改修等工事		
	姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（電気）工事		
	姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（機械）工事		
	姫路市立広峰小学校校庭クラブハウス外壁塗装等工事		
	下野公園実施設計委託		
申込書等配布及び入札参加申込期間	令和7年（2025年）	10月 1日	午前9時30分から
	令和7年（2025年）	10月 8日	午後4時まで
契約条項を示す期間	令和7年（2025年）	10月 1日から	
	令和7年（2025年）	10月 24日まで	
設計 図書	閲覧期間	令和7年（2025年）	10月 1日から
		令和7年（2025年）	10月 24日まで
図書	質問受付期限	令和7年（2025年）	10月 14日 午後4時まで
	質問回答開始	令和7年（2025年）	10月 17日
入札書提出期間	令和7年（2025年）	10月 27日	午後1時から
	令和7年（2025年）	10月 28日	午後4時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日	令和7年（2025年）	10月 29日	
開札予定場所	姫路市財政局財務部契約課		
資格審査書類提出期限	令和7年（2025年）	11月 4日	正午まで
非落札に対する理由請求期限	令和7年（2025年）	11月 7日	
契約予定日	令和7年（2025年）	11月 12日	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第104号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり		

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について

令和7年10月1日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。  
個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名	阿保地区南駅前線築造工事
	大塩南北線道路新設工事<合併入札>
	（北部）中央線道路改良工事
	釜河内川改修（その2）工事
	的形排水ポンプ場外遠隔監視装置設置工事
	大手前公園照明灯改修工事
	見野東線測量等委託
幹第39号線外3路線自転車利用環境整備設計等委託	
申込書等配布及び入札参加申込期間	令和7年（2025年） 10月 1日 午前9時30分から
	令和7年（2025年） 10月 8日 午後4時まで
契約条項を示す期間	令和7年（2025年） 10月 1日から
	令和7年（2025年） 10月28日まで
設計 図 書	閲覧期間
	令和7年（2025年） 10月 1日から 令和7年（2025年） 10月28日まで
入札書提出期間	質問受付期限
	令和7年（2025年） 10月14日 午後4時まで 質問回答開始 令和7年（2025年） 10月17日
開札予定日	令和7年（2025年） 10月29日 午後1時から
	令和7年（2025年） 10月30日 午後4時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定場所	姫路市財政局財務部契約課
資格審査書類提出期限	令和7年（2025年） 11月 6日 正午まで
非落札に対する理由請求期限	令和7年（2025年） 11月11日
契約予定日	令和7年（2025年） 11月14日
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第104号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	阿保地区阿保川2号築造外工事 <合併入札>	
施工場所	姫路市阿保地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月30日限り	
工事概要	ボックスカルバート 施工延長 6m 現場打水路 施工延長 4m 側溝工 施工延長 26m 舗装工 50㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額（*1）が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*2）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評価値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Eブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評価値が690点以上800点未満の者 ・城陽校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評価値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり 同日付で姫路市上下水道局が公告する「阿保地内（その11）下水道工事」と合併入札とする。	

(\*1) 本件合併入札に係る「阿保地内（その11）下水道工事」の契約金額との合計とする。

(\*2) 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	船津仁色線道路新設（その4）工事	
施工場所	姫路市船津町地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	施工延長 119m 擁壁工 施工延長 109m 舗装工 458㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Hブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・船津校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清元 秀泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	大津66号線道路改良工事	
施工場所	姫路市大津区西土井地内	
施工期限	令和8年（2026年） 5月29日限り	
工事概要	施工延長 77m 排水構造物工 施工延長 145m 舗装工 338㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和7年度 59% 令和8年度 41%	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Cブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・大津校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者	
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

(\*1) 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	糸引51号線道路補修工事	
施工場所	姫路市四郷町見野地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	施工延長 124m 排水構造物工 施工延長 120m 舗装工 341㎡ 区画線工 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Fブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・四郷校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	外堀川改修工事	
施工場所	姫路市北条口五丁目地内外	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	施工延長 73m 河床コンクリート工 341㎡ 擁壁工 施工延長 47m	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Gブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・白鷺又は城東校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 10月31日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	姫路市立南大津小学校校舎外壁改修等工事	
施工場所	姫路市大津区真砂町40番地2	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	北校舎の改修 外壁：3,577㎡ 防水：1,429㎡ 上記に係る建築工事 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が800点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が5,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（電気）工事	
施工場所	姫路市香寺町須加院377番地	
施工期限	令和8年（2026年） 6月30日限り	
工事概要	香寺いきがいセンターの大規模改修 改修面積356㎡ 昇降機棟の増築 鉄骨造 2階建 延べ面積19㎡ 上記に係る電気設備工事	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前10時	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和7年度 60% 令和8年度 40%	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	電気工事
	建設業許可区分	電気工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級電気工事施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評価値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で電気工事の総合評価値が720点以上ある者 ・A、B、G、Hブロックに本店等のある市内業者で電気工事の総合評価値が600点以上720点未満の者
	平均実績要件	電気工事の実績額が1,000万円以上ある者
	その他	・令和7年（2025年）10月8日に開札予定の本体建築工事である姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（建築）工事の契約の相手方となっていない者 ・この公告と同日に公告された姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（機械）工事の入札参加申込みをしていない者
追加提出書類	無	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり  本体建築工事である姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（建築）工事について、契約の相手方が決定しない場合は、本入札を延期し、又は執行しないことがある。	

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（機械）工事	
施工場所	姫路市香寺町須加院377番地	
施工期限	令和8年（2026年） 6月30日限り	
工事概要	香寺いきがいセンターの大規模改修 改修面積356㎡ 昇降機棟の増築 鉄骨造 2階建 延べ面積19㎡ 上記に係る機械設備工事	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前10時	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和7年度 60% 令和8年度 40%	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	管工事
	建設業許可区分	管工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級管工事施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評価値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で管工事の総合評価値が720点以上ある者 ・A、B、G、Hブロックに本店等のある市内業者で管工事の総合評価値が600点以上720点未満の者
	平均実績要件	管工事の実績額が1,000万円以上ある者
	その他	・令和7年（2025年）10月8日に開札予定の本体建築工事である姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（建築）工事の契約の相手方となっていない者 ・この公告と同日に公告された姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（電気）工事の入札参加申込みをしていない者 ・水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき姫路市上下水道事業管理者より指定給水装置工事事業者の指定を受けている者 ・姫路市下水道条例（昭和35年姫路市条例第32号）第8条に規定する指定業者となっている者
追加提出書類	無	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者証の写し ・姫路市下水道排水設備工事施工業者指定証の写し ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり  本体建築工事である姫路市立香寺いきがいセンター大規模改修等（建築）工事について、契約の相手方が決定しない場合は、本入札を延期し、又は執行しないことがある。	

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	姫路市立広峰小学校校庭クラブハウス外壁塗装等工事	
施工場所	姫路市峰南町2番1号	
施工期限	令和8年（2026年） 3月12日限り	
工事概要	校庭クラブハウスの改修 外壁：235㎡ 防水：171㎡ 上記に係る塗装工事 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前10時	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	塗装工事
	建設業許可区分	塗装工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士（種別を「仕上げ」とするものに限る。）又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評価値	・市内業者で塗装工事の総合評価値が600点以上ある者
	平均実績要件	塗装工事の実績額が1,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	下野公園実施設計委託	
施工場所	姫路市広畑区西蒲田地内	
委託期限	令和8年（2026年） 3月19日限り	
業務概要	公園実施設計 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月29日 午前10時	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（詳細業種）	土木コンサルタント（造園）
	法令・規定による登録	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受けている者
	市内外区分	問わない。
	ランク	土木コンサルタントの格付けがAランクである者
平均実績要件	土木コンサルタントの実績額が1,000万円以上ある者	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・積算内訳書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第104号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」及び令和7年姫路市公告第543号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	阿保地区南駅前線築造工事	
施工場所	姫路市北条地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	排水構造物工 施工延長 256m 舗装工 489㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Eブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・城陽校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	大塩南北線道路新設工事 <合併入札>	
施工場所	姫路市大塩町地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	施工延長 55m 排水構造物工 施工延長 62m アスファルト舗装工 290㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額（*1）が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*2）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Fブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・大塩校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり  同日付で姫路市上下水道局が公告する「大塩町地内下水道工事」と合併入札とする。	

(\*1) 本件合併入札に係る「大塩町地内下水道工事」の契約金額との合計とする。

(\*2) 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事前審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事前審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	御蔭一本木遺跡発掘調査工事	
施工場所	姫路市豊富町御蔭地内	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	調査面積 1,679㎡ 発掘調査工 一式 遺構面養生工 一式 記録写真撮影足場工 一式 発掘調査水替工 一式 遺構実測等工 一式 仮設工 一式 付帯構造物撤去工 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上ある者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
	その他	平成22年4月1日以降に完了した公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関）が発注した調査面積が500㎡以上の埋蔵文化財発掘調査工事又は委託業務の実績を元請として有する者
事前審査用提出書類	・入札参加資格審査申請書 ・競争参加資格確認申請書受信確認通知の写し ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・工事施工実績調書	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
落札審査提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第101号「制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第542号「制限付一般競争入札（事前審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	(北部) 中央線道路改良工事	
施工場所	姫路市香寺町溝口地内外	
施工期限	令和8年(2026年) 5月29日限り	
工事概要	施工延長 91m 排水構造物工 施工延長 116m 舗装工 736㎡ 区画線工 施工延長 350m	
開札予定日時	令和7年(2025年) 10月31日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有(ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。)	
部分払の有無	有(ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。)	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和7年度 80% 令和8年度 20%	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種(特殊工法)	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者(契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者(*1)を、本工事に専任で配置できる者)
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Hブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・中寺校区(小学校校区)に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年(2025年) 11月 5日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年(2025年) 11月 5日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書(制限付一般競争入札用) ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札(事後審査型)共通事項について(工事)」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札(事後審査型)に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

(\*1) 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	釜河内川改修（その2）工事	
施工場所	姫路市林田町八幡地内	
施工期限	令和8年（2026年） 5月29日限り	
工事概要	施工延長 57m 水路工 施工延長 56m 張コンクリート 66㎡	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和7年度 46% 令和8年度 54%	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・Aブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者 ・林田校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が570点以上690点未満の者
平均実績要件	土木一式工事の実績額が1,000万円以上ある者	
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和7年（2025年） 11月 5日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

（\*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	的形排水ポンプ場外遠隔監視装置設置工事	
施工場所	姫路市の形町の形地内外	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	的形排水ポンプ場、大塩東排水ポンプ場、東山排水ポンプ場、兼田排水ポンプ場、西中島排水ポンプ場、塩口排水ポンプ場における、遠隔監視装置 各1組の設置	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前10時	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	電気工事
	建設業許可区分	電気工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級電気工事施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・ C、D、E、Fブロックに本店等のある市内業者で電気工事の総合評定値が720点以上ある者 ・ E、Fブロックに本店等のある市内業者で電気工事の総合評定値が600点以上720点未満の者
	平均実績要件	電気工事の実績額が1,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
資格審査提出書類	・ 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・ 最新の経営事項審査結果通知書の写し ・ 配置予定技術者設置届 ・ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・ 市税の納税証明書 ・ 国税の納税証明書 ・ 入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	大手前公園照明灯改修工事	
施工場所	姫路市本町68番地	
施工期限	令和8年（2026年） 3月17日限り	
工事概要	照明灯具取替 19台	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前10時	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	電気工事
	建設業許可区分	電気工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級電気工事施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・ A、B、G、Hブロックに本店等のある市内業者で電気工事の総合評定値が720点以上ある者 ・ G、Hブロックに本店等のある市内業者で電気工事の総合評定値が600点以上720点未満の者
	平均実績要件	電気工事の実績額が1,000万円以上ある者
追加提出書類	無	
資格審査提出書類	・ 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・ 最新の経営事項審査結果通知書の写し ・ 配置予定技術者設置届 ・ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・ 市税の納税証明書 ・ 国税の納税証明書 ・ 入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第102号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	見野東線測量等委託	
施工場所	姫路市四郷町見野地内	
委託期限	令和8年（2026年） 3月19日限り	
業務概要	委託延長 施工延長 120m 打合せ等 1業務 基準点測量 6点 路線測量 施工延長 0.12km 現地測量 一式 道路詳細設計 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前10時	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（詳細業種）	測量
	法令・規定による登録	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けている者
	市内外区分	市内業者である者
	ランク	測量の格付けがAランク又はBランクである者
平均実績要件	測量の実績額が1,000万円以上ある者	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・積算内訳書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第104号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

## 記

案件名	幹第39号線外3路線自転車利用環境整備設計等委託	
施工場所	姫路市大津区平松地内外	
委託期限	令和8年（2026年） 3月19日限り	
業務概要	3級基準点測量 2点 路線測量 施工延長 0.19km 現地測量 0.003km <sup>2</sup> 整備計画図面・協議等資料作成 一式 道路詳細設計 一式	
開札予定日時	令和7年（2025年） 10月31日 午前10時	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（詳細業種）	土木コンサルタント（ <b>道路</b> ）
	法令・規定による登録	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受けている者
	市内外区分	問わない。
	ランク	土木コンサルタントの格付けがAランクである者
平均実績要件	土木コンサルタントの実績額が1,000万円以上ある者	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・積算内訳書	
議会の議決	要しない。	
その他	令和7年姫路市公告第104号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」及び令和7年姫路市公告第544号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市公告第 564号  
令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市英賀保駅周辺土地区画整理組合の事業計画変更（第8回）の  
縦覧について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、標記の組合の事業計画変更（第8回）を下記のとおり2週間の縦覧に供する。

記

- 1 縦覧期間  
令和7年（2025年）10月14日から同年10月27日まで
- 2 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所  
姫路市安田四丁目1番地  
姫路市役所7階 区画整理課内

姫路市公告第 565号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅の入居者募集について

姫路市営住宅の入居者の募集を別紙のとおり行うので、姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）第4条第2項の規定により公示する。

令和7年度（2025年度）

## 市営住宅入居申込案内書（後期）

### 《 受付順住宅 》

受付期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

市営住宅の空き住戸入居予定者を次のとおり募集します。

収入制限等の申込み資格がありますので、この案内書をよく読んで申込みをしてください。

申込みは、1世帯1住宅に限ります。

※募集住戸には限りがあるため、申込状況より、募集を終了している住宅がある場合があります。

申し込みの際には、最新の募集状況を下記連絡先にお問い合わせください。

※修理日数は概ね4か月を要します（お部屋の状況により、6か月程度要する場合がございます）。

ただし、令和7年12月以降にお申込の場合、修理の開始は令和8年4月以降となるため、鍵のお渡しは令和8年6月～7月頃を予定しております。

#### 1 申込受付場所・時間

①場 所 姫路市役所 住宅課（5階）

②時 間 午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで

※申込みは、本人又は申込内容の分かる人が直接持参又は郵送にて提出してください。

※書類不備の場合は、受付できません。

入居申込みを代行する業者があるようですが、これらの業者は姫路市とはまったく関係ありません。

#### 問い合わせ先



姫路市 住宅課（本庁舎5階）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所

TEL 079-221-2632・2633

## 2 募 集 住 宅

住宅名	建設年度	構造※①	居室	募集戸数	浴室設備※②	面積(m <sup>2</sup> )	令和7年度一般世帯家賃 (裁量世帯)	E V	駐 車 場	ガ ス	校区	備考
砥堀東 (2・3棟)	S52	中耐	3DK	2	○	51.1	15,000～22,300(29,400)	無	有	天然	砥堀	単身可
清水谷 (1棟)	H16	中耐	3LDK	2	◎	66.3	25,200～37,600(49,600)	有	有	LP	置塩	
清水谷 (2棟)	H18			1			25,500～37,900(50,000)					
塚本 (1棟)	H14	中耐	3LDK	7	◎	65.5	23,900～35,600(47,000)	有	有	LP	上菅	
妻鹿 (1棟)	H10	高層	3LDK	1	◎	68.8	27,900～41,600(54,800)	有	有	天然	妻鹿	
			3DK	1		62.9	25,500～38,000(50,100)					
妻鹿 (2棟)	H14		3LDK	2		73.0	30,100～44,900(59,200)					
			2DK	1		53.0	21,900～32,600(43,000)					
英賀 (2棟)	S58	中耐	3DK	1	○	59.8	21,500～32,000(42,200)	無	有	天然	英賀保	
網干西 (1棟)	S56	中耐	3DK	1	○	57.6	16,400～24,400(32,200)	無	有	LP	網干西	
網干新在家	H02	高層	3LDK	1	○	63.4	24,400～36,400(48,000)	有	有	天然	網干	
			3DK	1		60.5	23,300～34,700(45,800)					
余部 (2棟)	S63	中耐	3DK	2	◎ (注)	63.7	24,000～35,800(47,200)	有	有	天然	余部	
余部 (3棟)	H01			2		60.7	23,100～34,400(45,400)					
別所 (2棟)	S56	中耐	3DK	1	○	57.6	17,600～26,300(34,600)	無	有	LP	別所	
東阿保 (1棟)	H14	中耐	3LDK	1	◎	71.8	27,500～41,000(54,100)	有	有	天然	四郷	
				1		65.0	24,900～37,100(48,900)					
	H17			1		65.0	25,300～37,700(49,700)					
書写東 (1棟)	H08	中耐	3LDK	1	◎	69.1	28,200～42,100(55,500)	無	有	天然	曾左	
書写東 (2棟)				1		71.4	29,200～43,500(57,300)					
書写東 (5棟)				H12		3DK	1					
六角 (6棟)	H11	高層	2DK	1	◎	51.9	20,800～30,900(40,800)	有	有	天然	曾左	単身可・★
六角 (7棟)	H15	中耐	3LDK	1		71.8	29,200～43,400(57,300)					
安志才ノ元	H01	木造	3DK	1	◎	71.0	18,300～27,300(33,800)	無	無	LP	安富南	
	H05			1		73.2	19,800～29,500(37,500)					
皆河	S63	木造	3DK	1	◎	68.3	16,500～24,600(27,500)	無	無	LP	安富北	

所在地については11～12ページに記載しています。

※①【構造欄について】 中耐：3・4・5階建中層耐火造、高層：6～10階建高層耐火造

※②【浴室設備欄について】

◎：給湯器・浴槽・シャワーあり、○：釜・浴槽あり、無印：浴槽、風呂釜等は入居者で準備

注：給湯器（風呂のみ）・浴槽・シャワー

EV：エレベーター

備考欄に★印の入っている住宅は、過去に孤独死、自殺、火災等があった部屋です。

お申込の際は予めご了承ください。

## 家賃階層

下表の政令月収の区分により家賃の階層が決定します。

政令月収（円）	一般世帯	裁量世帯
0～104,000	(1)	(1)
104,001～123,000	(2)	(2)
123,001～139,000	(3)	(3)
139,001～158,000	(4)	(4)
158,001～186,000	—	(5)
186,001～214,000	—	(6)

※政令月収の計算方法については、7ページ以降を参照してください。

※階層別家賃の額は、家賃算定基礎額の改正や、住宅の建築後の経過年数などによって毎年変わります。

## 入居収入・所得基準早見表

	区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与 所得者	年間総収入金額	～ 2,967,999	～ 3,511,999	～ 3,995,999	～ 4,471,999	～ 4,947,999
	(裁量世帯)	～ 3,887,999	～ 4,363,999	～ 4,835,999	～ 5,311,999	～ 5,787,999
事業 所得者	年間総所得金額	～ 1,896,000	～ 2,276,000	～ 2,656,000	～ 3,036,000	～ 3,416,000
	(裁量世帯)	～ 2,568,000	～ 2,948,000	～ 3,328,000	～ 3,708,000	～ 4,088,000
年金 所得者 (満65歳 以上)	年間総収入金額	～ 3,028,000	～ 3,534,667	～ 4,041,334	～ 4,495,295	～ 4,942,354
	(裁量世帯)	～ 3,924,000	～ 4,391,765	～ 4,838,824	～ 5,285,883	～ 5,732,942

入居者の中で所得がある方が1人だけで、特別控除対象者がいない場合、上表で入居資格があるかどうか確認できます。

※ 特別控除対象とは「同居・扶養控除」以外の控除のことをいいます。（10ページ参照）

## 3 申 込 資 格

申込ができる方は、次の全ての条件を備えていることが必要です。(下記の条件を満たした方であっても、住宅内の改造を要する方、団地内で円滑な共同生活を行うことができない方又は過去に市営住宅に入居し、姫路市営住宅管理条例・同条例施行規則等に違反した方は申込みできません。)

(1) **姫路市内に住所又は勤務場所があること。**

住民票や在職証明書などで、その事実が確認できること。

(2) **夫婦又は親子を主体として独立の生計を営み、家族数が2人以上であること。**

事実上婚姻関係にある方、婚約中で申込みをしてから入居までに入籍を予定されている方は申込みできますが、単身若しくは友人等の寄り合い世帯による申込み、又は同居扶養義務がない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体・分離する申込みはできません。また、母子・父子世帯での申込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、18歳未満の子の親権者であることが必要です。(4ページ 単身入居申込資格⑧に該当する方は除く。)

パートナーシップ宣誓書受領書等の交付を受けた方については、婚姻関係にある者とみなします。宣誓予定の方につきましては、入居までにパートナーシップ宣誓書受領書等の交付を受ける必要があります。

(3) **現に住宅に困窮していることが明らかであること。**

すでに公営住宅に入居している場合、持家がある場合、又は自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び家賃等を滞納している場合は、申込みできません。ただし、売却等により持家を入居時まで処分できる方は申し込むことができます。持家の処分確認につきましては、入居までに所有権の移転等を証明する書類(登記簿謄本等)を提出していただく必要があります。

(4) **入居しようとする人が暴力団員でないこと。**

(5) **入居しようとする家族全員の収入合計が、国で定める公営住宅の入居資格収入基準の範囲内であること。(7ページ参照)**

### ● 単身入居申込資格

上記申込資格(1)及び(3)から(5)までを満たす方で、かつ、以下の条件のいずれかに該当する方は単身で入居申込みができます。

- ① 満60歳以上である方
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで、又は知的障害の程度がその同等程度の方で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の交付を受けている方
- ③ 戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である方で、戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

- ⑤ 生活保護を受けている方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- ⑥ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV法」という。）第1条第2項に規定する被害者又はDV法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア、イ、ウのいずれかに該当する方

ア DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、DV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ DV法第10条第1項又は第10条の2（DV法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』が発行されている者

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、『公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書』による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。

※ 上記①から⑧までのいずれかに該当する方であっても、常時の介護を必要とする方は申込みできません。

## 4 実態調査

- (1) 申込者に対して、必要に応じて実態調査を行います。
- (2) 実態調査の結果、申込書記載事項が事実と相違したり、住宅に困窮していなかったり、収入が基準に合わないことが判明した場合には、申込みを取り消します。

## 5 入居申込提出書類

下記の書類を揃えて、直接又は郵送で提出してください。書類に不備がある場合は受付できません。★婚約中の方は双方の申込提出書類が必要です。

### ※① 姫路市営住宅入居申込書

必要事項をみれなく記入してください。

### ※② 誓約書

入居者及び同居予定者が暴力団員でないことを誓約していただきます。

### ③ 入居予定者の世帯全員の記載がある住民票

世帯全部の写し・続柄の記載があるもの（外国籍の方は、世帯全部の写し・続柄・在留資格・期間の記載があるもの）

### ④ 所得証明書（配偶者控除の有無及び扶養家族数の確認ができるもの）

令和7年度所得証明書を提出してください。

### ⑤ 戸籍謄本

単身者、母子・父子世帯での申込みの方は必要です。

婚約中での申込みの方は、入居までに入籍したことが分かる戸籍謄本の提出が必要です。

### ※⑥ 在職証明書

現在勤務されている方は、現在の勤務先から証明を受けてください。

### ⑦ 令和7年分源泉徴収票（給与所得の方）

令和8年1月以降に申込みの方は必要です。

源泉徴収をしない事業所に勤務されている方は、令和7年1月～令和7年12月分の給与支払証明書（※⑧）を提出してください。

### ※⑧ 給与支払証明書

現在の勤務先に令和6年1月1日以降に就職した方は、証明を受けて提出してください。

### ⑨ 令和6年分市民税申告書の写し又は所得税申告書の提出事実確認書類

★事業所得者又は無職無収入の方はご提出ください。

現在の事業を令和6年1月1日以降に開業し、引き続き営業する方は、申告時に申告書と同じ内容の控えを作成し、市民税課より收受日付印を受けるか、国税庁ホームページ「申告書等の情報の取得について」より印刷した申告書等をご提出ください。

### ※⑩ 事業収入申告書

現在の事業を令和6年1月1日以降に開業した方は、提出してください。

### ※⑪ 退職証明書

令和6年～申込みまでに所得があったが、現在退職して所得がなくなった場合及び転職した場合は、勤務していたところで証明を受けていただくか、**離職票**を提出してください。

### ⑫ 生活保護を受給中の方は、福祉事務所の発行する証明書を提出してください。

- ⑬ 障害のある方は、その証明書（**身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳等**）のコピーを提出してください。
- ⑭ 持家がある方は、所有権が他の方へ移転したことが分かる**登記簿謄本**を提出してください。
- ⑮ その他

県営住宅にお住いの方（申込みできる方に制限があります。）は家賃の滞納が無いこと及び入居予定者が入居許可を受けていることが分かる書類を提出してください。申込みの実態により、各種必要書類を提出していただく場合があります。

※は、申込書のうしろに用紙があります。

## 6 入居・その他

- (1) 申込み後に連絡先・申込内容等の変更があった場合や、他に住宅を確保したため申込が不要となった場合は、必ず申し出てください。なお、入居に当たって婚約者が変わった場合や、単身となる等世帯構成が変更になった場合、申込を取り消すことがあります。
- (2) 市が指定した日から14日以内に入居してください。正当な理由なくこの間に入居しない場合は、入居の意思がないものとみなして入居を取り消すことがあります。
- (3) 入居手続きの際には、**緊急時の連絡先の届出**が必要です。（単身での申込の場合は、身元保証人も必要です。）
- (4) **敷金として、家賃の3か月分**を入居手続きの際に納入していただきます。
- (5) 入居後は、家賃のほかに共同施設の利用経費（一般共益費）が必要です。
- (6) **住宅では、ペット類の飼育を認めていません。**
- (7) 所得申告していない人は、受付できません。
- (8) **住宅の下見はできません。**
- (9) 住宅は、以前に人が居住していた住宅ですので新しい状態ではありません。修繕しても汚れや釘穴などを完全に無くすことはできません。あらかじめご了承ください。
- (10) 住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の立地条件・広さ・築年数・設備等の便益に応じた家賃となります。入居後の家賃は、毎年度提出していただく「収入申告書」により収入を認定し、翌年度の家賃を決定します（定額の家賃ではありません）。
- (11) 書類審査で入居資格があると認められた方に、契約等に関する書類をお渡しします。全ての書類が揃い、条件を満たしてから修理を行います。**修理日数は概ね4か月要します（お部屋の状況により、6か月程度要する場合がございます）。**ただし、令和7年12月以降にお申込の場合、**修理の開始は令和8年4月以降となるため、鍵のお渡しは令和8年6月～7月頃を予定しております。**  
鍵の受領期限は申込日から1年間です。1年を過ぎると申込は無効となります。  
また、**婚約での申込みの場合、鍵をお渡しできるのは入籍後となります。**
- (12) 家賃に駐車場料金は含まれていません。
- (13) 六角・清水谷住宅は地上テレビ放送難視聴地域にあるため、地上テレビ放送の視聴には、ケーブルテレビへの加入が必要となります。加入方法や料金等の詳細については、姫路ケーブルテレビTel0120-129-130にお問い合わせください。

## 7 入居資格収入額

あなたの政令月収が、収入資格の範囲内であるかどうかを確認してください。

### 1 政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額} - \text{控除合計額}) \div 12$$

政令月収とは、入居しようとする家族全員の年間総所得金額から扶養控除額等の控除合計額を差し引いた後の額を12で割った額です。

控除については、「控除の種類」（10ページ）を参照してください。

### 2 入居資格

次の政令月収の世帯は、申込みができます。

(1) 一般世帯……………政令月収 158,000 円以下

(2) 裁量世帯……………政令月収 214,000 円以下

裁量世帯とは、次のいずれかにあてはまる世帯です。

#### ① 高齢者世帯

申込者が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の人からなる世帯

#### ② 心身障害者世帯（申込者本人又は同居する親族が次のいずれかに該当する世帯）

##### (ア) 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人

##### (イ) 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級又は2級に該当する人

##### (ウ) 知的障害者

療育手帳（判定A又はB1）をお持ちの人

#### ③ 戦傷病者

恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人で戦傷病者手帳の交付を受けている人

#### ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人

#### ⑤ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人

#### ⑥ 法で規定するハンセン病療養所入所者等に該当する人

#### ⑦ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる世帯

#### ⑧ 夫婦の年齢の合計が70歳以下である世帯

### 3 所得とは（所得税法上、課税の対象となる所得をいいます。）

#### (1) 給与所得 <給与、俸給、賃金、賞与等>の場合

給与所得控除後の金額

#### (2) 公的年金等 <厚生年金、共済年金、国民年金、恩給等>の場合

公的年金等控除後の金額（ただし、非課税所得となる障害年金、遺族年金等を除く。）

#### (3) 事業・雑所得等 <事業所得、配当所得、不動産所得等>の場合

年間総収入額から所得税法にいう必要経費を除いた金額

※ 大工、左官、建築手伝い、日雇い、保険の外交等の方は仕事の内容により事業所得となる場合があります。

#### (4) 非課税所得

遺族年金、障害年金、生活保護の各扶助費、雇用保険金、労働災害保険金、休業補償、仕送り等は、非課税所得であり政令月収の計算の対象にはなりません。

#### 4 扶養親族とは

扶養親族とは、税法上の扶養親族だけでなく、市営住宅に同居する全ての親族を含みます。これらの方に所得があれば所得を合算し、その上で扶養親族とみなします。

#### 5 所得者が1人の場合

(1) 次の分類により「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。

- ① 給与所得者で給与収入金額による場合……年間総収入金額
- ② 事業所得者など所得金額による場合……年間総所得金額

(2) 就職・開業が1年未満のときは、年間（給与収入又は総所得）の推定金額を次の式で計算してください。

##### ※1 勤続1年未満の方の年間給与収入金額推定方法

次の例により、現在の会社等から受けている給与等で1年間の給与収入金額を推定し「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。（令和7年10月に申込む場合）

(例) ▲▲会社に令和7年1月10日に就職した場合 (翌月から計算してください。)

推定年間 給与収入金額	=	$\frac{\text{給与総額（7年2月～7年9月の間）}}{\text{勤務の期間（8か月）}} \times 12\text{か月} + \text{夏期・冬期等のボーナス}$
		(ボーナス実績のない場合は支給推定額)

##### ※2 事業継続1年未満の方の年間総所得金額推定方法

次の例により、現在の事業による所得等で1年間の総所得金額を推定し「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。（令和7年10月に申込む場合）

(例) ▲▲商店を令和7年1月10日に開業した場合 (翌月から計算してください。)

推定年間 総所得金額	=	$\frac{\text{総所得額（7年2月～7年9月の間）}}{\text{事業の期間（8か月）}} \times 12\text{か月}$
---------------	---	-------------------------------------------------------------------------

#### 6 所得者が2人以上・控除対象者がいる場合

(1) 入居申込本人以外の親族又は婚約者等で収入がある場合

- ① 給与所得者1人ごとに「給与収入金額から給与所得金額を計算する方法」（9ページ）で給与所得金額を求め、それらを合算してから「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。
- ② 事業所得者は所得額をそのまま合算して「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。
- ③ 給与所得者と事業所得者がいる場合、給与所得者の給与所得金額を求めた後に、事業所得者の所得金額を合算して「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。

※ ただし、市が定める入居予定日までに退職する場合は申込書に『退職予定』と記入してください。退職予定の場合、収入は合算されません。

(2) 控除対象者がいる場合

「控除の種類」（10ページ）にある控除対象者に該当する場合は、給与所得金額又は年間総所得金額から控除します。控除した額を「入居収入・所得基準早見表」で確認してください。

### 〈給与収入金額から給与所得金額を計算する方法〉

給与収入金額		算出方法(給与所得金額)
0円～ 550,999円		「0」円
551,000円～1,618,999円		給与収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円		「1,069,000」円
1,620,000円～1,621,999円		「1,070,000」円
1,622,000円～1,623,999円		「1,072,000」円
1,624,000円～1,627,999円		「1,074,000」円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000円＝ 小数点以下を切り捨てる ⇒その結果×4,000円＝ 端数整理後の給与収入金額	端数整理後の給与収入金額×0.6＋ 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		端数整理後の給与収入金額×0.7 －80,000円
3,600,000円～6,599,999円		端数整理後の給与収入金額×0.8 －440,000円
6,600,000円～8,499,999円		給与収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～		給与収入金額 －1,950,000円

### 〈年金収入金額から年間所得金額を計算する方法〉

年齢	年金収入金額	算出方法(年金所得金額)
満 64 歳 以 下	～ 600,000円	「0」円
	600,001円 ～1,299,999円	年金収入金額－600,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	年金収入金額×0.75－ 275,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	年金収入金額×0.85－ 685,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入金額 1,955,000円
満 65 歳 以 上	～1,100,000円	「0」円
	1,100,001円 ～3,299,999円	年金収入金額－1,100,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	年金収入金額×0.75－ 275,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	年金収入金額×0.85－ 685,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入金額× －1,955,000円

## 〔控 除 の 種 類〕

控除名	条件	控除額
同居・扶養控除	①申込者本人以外で、市営住宅へ入居しようとする人 ②市営住宅に入居はしないが、所得税法上、申込者本人又は同居者が扶養している人	380,000 円
普通障害者控除	「特別障害者」以外の障害者	270,000 円
特別障害者控除	①知的障害者「A」の交付を受けている人 ②1・2級の身体障害者 ③1級の精神障害者 ④戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が特別項症から第3項症までの人 ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受けている人	400,000 円
ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明であり、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない者）を有し、合計所得金額が500万円以下の人	350,000 円 ※所得金額が35万円未満の時は当該所得金額
寡婦控除	ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、夫と離婚した後婚姻せず扶養親族のある場合、及び夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明となった場合で、年間の合計所得金額が500万円以下の人	270,000 円 ※所得金額が27万円未満の時は当該所得金額
特定扶養親族控除	満16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000 円
老人扶養親族控除	満70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	100,000 円
基礎控除振替	①給与所得又は公的年金等に係る雑所得のいずれかを有する人（当該所得の金額が10万円未満である場合には、当該給与所得又は当該公的年金等に係る雑所得の金額） ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人（当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）	100,000 円 上記控除と重複して控除可

※ 扶養親族…所得税法上の扶養親族のこと。

# 住宅の位置

砥堀東住宅（砥堀校区）  
姫路市砥堀147-1



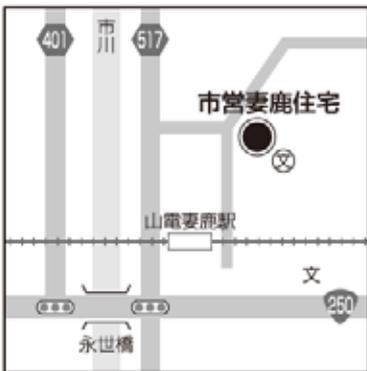
清水谷住宅（置塩校区）  
姫路市夢前町置本406-5



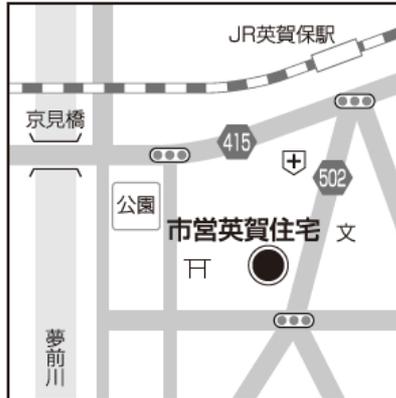
塚本住宅（上菅校区）  
姫路市夢前町塚本21



妻鹿住宅（妻鹿校区）  
姫路市飾磨区妻鹿281



英賀住宅（英賀保校区）  
姫路市飾磨区英賀宮町一丁目30



網干西住宅（網干西校区）  
姫路市網干区浜田816-44



網干新在家住宅（網干校区）  
網干区新在家1320-1



余部住宅（余部校区）  
姫路市余部区上余部50-1



別所住宅（別所校区）  
姫路市別所町佐土473-1



東阿保住宅（四郷校区）  
姫路市四郷町東阿保1494-1



書写東住宅（曾左校区）  
姫路市書写1070-1



六角住宅（曾左校区）  
姫路市菅生台14



安志才ノ元住宅（安富南校区）  
姫路市安富町安志124-1



皆河住宅（安富北校区）  
姫路市安富町皆河26



地番は代表地番を表示

文=小・中学校 ⊗=高等学校 ⊗=警察署 ㄣ=消防署 ㊦=郵便局 ⊕=病院 ㄥ=神社 ㊦=寺院

姫路市公告第 566号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

公売の中止について

令和7年8月20日付け姫路市公告第470号で公告した下記の公売を中止するの  
で公告する。

記

売却区分番号 姫25-3

姫路市公告第 567号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清元秀泰

事業計画のある道路指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により事業計画のある道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指定道路の位置	幅員	延長
法第42条第1項第4号	7-01	令和7年 (2025年) 9月30日	姫路市東辻井二丁目116番4、117番8、117番9、117番10、117番11、118番5、123番7、123番8、123番9、117番10地先水路の一部及び123番7地先水路の一部並びに東辻井三丁目116番2、117番2、117番4、117番5、124番2、125番1、125番2、125番3、125番5、125番10、125番11、125番13、127番3、127番27、127番28、155番1、155番2、155番3、155番2地先水路の一部及び117番2地先里道の一部	m 30.00	m 92.00

姫路市公告第 568号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年7月11日

姫路市指令土 第1-74-3号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市四郷町明田字宮ノ前692番1、692番1地先水路及び692番3の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区野田町95番地3

翼ホーム株式会社

代表取締役 梅本 宗宜

姫路市公告第 569号

令和 7年10月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号  
令和7年7月11日  
姫路市指令土 第1-75-3号（24）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
姫路市四郷町明田字町ノ坪390番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
姫路市飾磨区野田町95番地3  
翼ホーム株式会社  
代表取締役 梅本 宗宜